

## 案件 3

# 医療従事者の処遇改善について

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、社会の基盤となる現場で働く職員を対象とした公的価格の在り方の見直しを図ることが示されています。

その一環として、地域で新型コロナウイルス感染症や救急医療において一定の役割を担う医療機関の最前線で働く看護職員について、本年10月には収入を3%程度まで引き上げていくこととされており、うち1%程度（約4,000円）を本年2月から前倒しで実施することを目的とした「看護職員等処遇改善事業補助金」が交付されることが、厚生労働省を通じ大阪府から通知されました。

また、これとは別に、厚生労働省からは病床確保料の一部を医療従事者の処遇改善に用いるよう通知もされています。

今回、これらを踏まえ、本院で勤務する医療従事者に対する処遇改善の措置を講じるものです。

## 2. 内容

### (1) 処遇改善に活用する国の制度について

#### ① 看護職員等処遇改善事業補助金

地域でコロナ医療を行う医療機関の看護職員(看護師、准看護師、助産師)に対し、1人当たり月額平均4,000円の賃金引き上げに相当する額。

賃金引き上げに伴う社会保険料の事業主負担の増加相当分(660円)を含む。

対象期間は、令和4年2月～9月。

※10月以降については、診療報酬で措置されることとなっているが、現時点で詳細は不明。

#### ② 病床確保料

国の通知『新型コロナウイルス感染症包括支援事業(医療分)について』により、「病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること」とされている。

## (2) 本院における処遇改善措置について

### ① 看護職員について

国の経済対策及び本補助事業の趣旨を踏まえ、看護職員等処遇改善事業補助金を活用し、本院に勤務する看護職員の給与の引き上げを行う。

引き上げについては、本事業が時限的な措置であり、現時点で10月以降の内容が不透明であることに鑑み、本事業対象期間（令和4年2月～9月）に限っての臨時的な特例措置として、給料月額に4,000円を加算して支給（手当には反映しない）する。

なお、10月以降については、診療報酬の引き上げに関する国の考えを踏まえつつ検討していく。

対象人数は約320人（常勤換算）

### ② その他の医療従事者

新型コロナウイルス感染症の発生以降、医療従事者が一体となってこの難局に対応してきたことを踏まえ、看護職員以外の医療現場で勤務する職員についても、病床確保料の一部を活用し、看護職員等処遇改善事業補助金の補助期間に限って看護職員と同様の措置を講じるものとする。

対象人数は240人（常勤換算）

※ ①②ともに非正規職員も対象とし、合計560人（加算額は勤務時間に応じて割り落とし）

# 制度の運用イメージ

R3 年度

R4 年度

R4.2

R4.4

R4.10

国の看護職員  
処遇改善措置

今回の前倒し措置「看護職員等処遇改善事業補助金」  
(+1%の収入増を図る)

診療報酬で措置予定  
(+3%の収入増を図る)

看護職員

1%程度(4,000円)給与引き上げの臨時措置  
補助金を活用

診療報酬改定の内容を踏まえ  
制度化を検討

その他  
医療従事者

期間限定で看護職員と同様の措置  
病床確保料を活用

### (3) 予算措置

令和3年度3月補正予算及び令和4年度当初予算に計上予定です。

[令和3年度予算]

(収益)(補助金) 約 2,983 千円 (看護師2月分)

(費用)(給与費) 約 5,220 千円 (医療従事者2月分)

[令和4年度予算]

(収益)(補助金) 約 8,948 千円 (看護師6月分)

(費用)(給与費) 約 15,658 千円 (医療従事者6月分)

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標8 安心して適切な医療が受けられるまち

## 5. 関係法令・条例等

- ・医療法
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
- ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律